三　信託専門会社又は法第十三条の二第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号の二及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四　法第十三条の二第一項第二号の二、第四号の二又は第十一号から第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

［五～七　略］

15　［略］

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第四条の五　［略］

2　法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～三の四　略］

三の五　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第三項に規定する保険媒介業務（第二十七号及び第二十五条の二十七第一項において「保険媒介業務」という。）

［四～二十三　略］

二十四　保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び第三号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

［二十五・二十六　略］

二十七　保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

［二十八～三十九　略］

［3～9　略］

（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）

第五条の六　［略］

［2～5　略］

6　法第十六条の四第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める要件は、長期信用銀行持株会社又はその子会社が第四条の三第七項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一　長期信用銀行又は令第四条各号に掲げる者による人的な又は財政上の支援その他の当該長期信用銀行又は令第四条各号に掲げる者が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第十六条の四第一項第十一号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二　［略］

［7～11　略］

12　法第十六条の四第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により長期信用銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

［一・二　略］

三　信託専門会社又は法第十三条の二第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四　法第十三条の二第一項第二号の二又は第十一号から第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

［五～七　同上］

15　［同上］

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第四条の五　［同上］

2　［同上］

［一～三の四　同上］

［号を加える。］

［四～二十三　同上］

二十四　保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理（第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

［二十五・二十六　同上］

二十七　保険募集を行う者の教育を行う業務

［二十八～三十九　同上］

［3～9　同上］

（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）

第五条の六　［同上］

［2～5　同上］

6　［同上］

一　法第十六条の七に規定する長期信用銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該長期信用銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第十六条の四第一項第十一号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二　［同上］

［7～11　同上］

12　［同上］

［一・二　同上］